

**大垣市南部学校給食センター整備事業
実 施 方 針**

**平成 19 年 1 月 9 日
(平成 19 年 2 月 14 日変更)**

大 垣 市

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 特定事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	6
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 事業者の選定に係る基本的な考え方.....	7
2 事業者の応募手続き.....	8
3 応募者の備えるべき参加資格要件.....	10
4 応募者の制限.....	11
5 応募者及び協力企業の業務遂行能力に関する資格要件.....	13
6 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	15
7 入札書類の取扱い.....	16
第 3 事業者の責任の明確化等本事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .	18
1 事業者の責任の明確化等についての基本的な考え方.....	18
2 予想されるリスクと責任分担.....	18
3 本事業の実施状況の監視・監査.....	18
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置等に関する事項	20
1 事業予定地の立地条件.....	20
2 事業予定地の取得などに関する事項.....	20
3 本施設の要件.....	20
第 5 事業契約（事業計画を含む）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
第 6 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合..	23
2 市の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合.....	24
3 市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、本事業の継続が困難となった場合.....	24
4 市と金融機関との間の直接契約の締結.....	24
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	25
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
1 議会の議決.....	26
2 使用言語及び単位、時刻.....	26
3 提案に伴う費用負担.....	26
4 実施方針に関する問合せ先.....	26

別添表：リスク分担表（案）

様式 1：実施方針説明会参加申込書

様式 2：実施方針に関する質問書

様式 3：実施方針に関する意見書

様式 4：各小中学校配膳室見学会参加申込書

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大垣市南部学校給食センター整備事業（以下「本事業」という）

(2) 公共施設等の管理者等の名称

大垣市長 小川 敏

(3) 事業目的

大垣市(以下「市」という)では、昭和41年5月に南部学校給食センターを開設し、市内32小中学校・幼稚園に「衛生的で栄養のバランスがとれた給食」を提供してきたが、開設以来40年が経過したことにより施設設備が老朽化、狭隘化し、効率的な作業動線や最新の衛生管理による対応が困難な状況になっているため、市では新たに南部学校給食センター（以下「本施設」という）を移転整備することとなった。

本施設の移転整備の方法としては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という）に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び一部の運営を一貫して民間事業者に委ねることにより、長期間にわたって安心・安全でおいしい給食の提供や環境に配慮した良好な施設の維持管理等、長期的な観点での学校給食の質の確保と災害時における炊き出しや充実した食指導の実施など、多目的な運用を目指しつつ、整備コストの縮減を本事業の目的とする。

(4) 事業内容

建設場所	大垣市外野3丁目13番地1、13番地3、20番地1
敷地面積	7,644.26㎡
提供食数	12,000食/日（最大供給食数13,000食/日）

本事業の基本方針は、次の各項に掲げるとおりである。

- ① 安全で衛生的な学校給食の提供
 - ・本施設の設計、建設、維持管理及び運営は、ドライシステムを基本とした学校給食衛生管理の基準（文部科学省：平成9年4月1日制定）に適合し、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れた衛生的かつ安全なものとする
- ② 快適な調理環境の実現

- ・調理員の作業負担が軽減され、円滑に作業が行える調理環境を整備する。
 - ・よりおいしく、より安全に、より効率的に調理できる調理設備の導入を図る。
- ③ 適温給食の確実な提供
- ・調理完了から喫食まで2時間以内で行えるよう、安全かつ円滑な配送を行う。
 - ・調理完了から喫食までの間、食材の安全性や品質が維持されるよう配慮する。
 - ＊「調理完了」とは、献立毎の調理作業（加熱、冷却、和え等）が終了した時点をいう。
- ④ 食に関する開かれた教育の場の提供
- ・施設及び工程見学を通じ食に関する指導や情報発信を行うことができる場を提供する。
 - ・地元の食材を使った給食を通じ、地域の誇りや地産地消の大切さを学ぶ機会を提供する。
- ⑤ 環境負荷の低減
- ・事業期間を通じ、周辺環境や地球環境への負荷低減を図る。
 - ・残渣等の廃棄物の減量や再資源化に努める。
- ⑥ ライフサイクルコスト（LCC）の低減
- ・事業期間を通じてのライフサイクルコストの低減を図る。

ア 事業方式

PFI法に基づき、事業者が本施設を設計及び建設し、開設準備期間終了後、本施設の所有権を市に取得させ、本施設の維持管理（開設準備期間も含む）及び一部の運営を実施する、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

イ 事業期間

・落札者決定	平成20年 1月
・事業契約締結	平成20年 3月末日
・設計及び建設期間 (開発申請含む)	平成20年 4月から 平成21年12月31日
・開設準備期間	平成22年 1月から3月31日
・本施設所有権取得	平成22年 4月 1日
・開設日	平成22年 4月 1日
・維持管理及び運営期間 (開設準備期間含む)	平成22年 1月 1日から 平成37年 3月31日までの約15年間

ウ 事業者の業務範囲

事業者が実施する本事業の範囲及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 本施設の設計及び建設

事業者は、次に掲げる本施設の設計、建設及び工事監理並びにこれらに付随する業務を行う。

- a 事前調査
- b 設計（基本設計及び実施設計）
- c 建設
- d 建設に伴う各種許認可申請等業務及び関連（開発申請含む）
- e 工事監理
- f 調理設備設置（調理釜、洗浄機等の調理及び洗浄を行う機器）
- g 什器備品調達（机、パソコン、キャビネット等）
- h 調理備品調達（食器、はし、食缶、配膳盆等）
- i 近隣対応及び対策
- j 配送車調達
- k 各学校牛乳等保冷库取替

(イ) 本施設の維持管理

事業者は、維持管理及び運営期間中、本施設に関する次に掲げる維持管理（大規模修繕※は除く）を行う。

- a 建築物定期点検・保守
- b 建築設備定期点検・保守
- c 調理設備定期点検・保守
- d 清掃
- e 植栽及び外構定期点検・保守
- f 警備
- g HACCP導入及び運用支援
- h 日常修繕
- i 修繕計画立案
- j 各学校牛乳等保冷库定期点検・保守

なお、維持管理業務に係る光熱水費は、市が負担する。

※大規模修繕の定義は、業務要求水準書（案）添付資料7に示す。

(ウ) 本施設の運営

事業者は、維持管理及び運営期間中、本施設に関する次に掲げる運営を行う。

- a 米飯、牛乳、パン食、デザート類等を除く学校給食の配送及び回収（配送及び回収とも本施設コンテナ室と各学校配膳室の間のみ。配送車維持管理を含む）

(エ) 市による所有権の取得

事業者は、本施設の開設準備期間終了後、本施設の所有権を市に取得させる。

エ 市が行う業務

事業者が行う業務以外は市が行う業務とする。本事業において市が行う業務は、次に掲げる業務を想定している。

- a 調理及び調理関連
（献立作成、食材調達、調理、検食、洗浄、給食費徴収等）
- b 米飯、牛乳、パン食、デザート類等の調達及び配送
- c 配膳等（各学校配膳室と教室の間）
- d 什器備品及び調理備品の保守管理及び再調達
- e 調理設備の日常点検
- f 本施設の大規模修繕
- g 日常清掃
- h 残渣処理

オ 本事業に関する市から事業者への支払い

(ア) 本施設の設計及び建設の代金

- a 市は、本施設の建設に係る国庫補助金等が市に交付される場合には、事業者に対して、あらかじめ定める額を建設一時金として支払う。
- b 市は、維持管理及び運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち本施設の設計及び建設等に係る初期投資に相当する金額から、a に記す建設一時金を控除した額を割賦方式により支払う。

(イ) 維持管理及び運営の代金

市は、維持管理及び運営期間中、事業者に対して、本施設の維持管理及び運営に係る代金について物価変動を勘案して定める額を支払う。

(5) 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに際しては、次に掲げる法令等を遵守すること。また、関連する各種の要綱・基準等についても最新のものを参照し遵守すること。

ア 法令

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・学校保健法（昭和33年法律第56号）
- ・学校給食法（昭和29年法律第160号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
（平成12年法律第104号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
（平成12年法律第116号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・岐阜県建築基準条例（平成8年条例第10号）
- ・大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第2号）
- ・大垣市緑を育み生かす条例（平成16年条例第2号）
- ・その他の関連法令

イ 要綱及び各種基準

- ・学校環境衛生の基準（文部省平成4年6月制定）
- ・学校給食衛生管理の基準（文部科学省平成9年4月1日制定）
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月厚生省衛食85号）
- ・大垣市環境基本計画（平成12年3月21日策定）

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

市は、本事業を市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に本事業が実施されると判断した場合には、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定方法

特定事業の選定は、次に掲げる方法により客観的評価を行う。

ア 定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の公共負担額とPFI事業として実施する場合の公共負担額を比較することにより評価する。

イ 定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合で、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的な観点から評価する。

ウ 総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価、並びに本実施方針に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業をPFI事業として実施することの適否を評価する。

(3) 特定事業の選定結果の公表

市は、実施方針に基づき、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認める場合には、本事業を特定事業として選定する。特定事業の選定を行った場合には、その判断の結果を評価の内容とあわせ、速やかに公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては、同様に公表する。

(4) 公表の方法

前項の公表は、公告の手続きをもって行う。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の選定に係る基本的な考え方

(1) 事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。

(2) 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に掲げるとおりとする。
ただし、当該スケジュールは今後手続きの進捗に応じ具体的に定める。

日 程（予定）	内 容
平成19年 1月 9日（火）	実施方針等の公表
平成19年 1月16日（火）	実施方針等の説明会及び現地見学会
平成19年 1月17日（水） ～1月18日（木）	各小中学校配膳室現地見学会
平成19年 1月 9日（火） ～1月19日（金）	実施方針等に関する質問受付
平成19年 2月上旬	実施方針等に関する質問に対する回答公表
平成19年 7月上旬	特定事業の選定及び公表
平成19年 7月中旬	入札説明書等の公表
平成19年 7月下旬	入札に関する説明会
平成19年 8月下旬	入札説明書等に関する質問受付
平成19年 9月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成19年11月上旬	資格審査受付
平成19年11月中旬	資格審査結果公表
平成19年11月下旬	入札書受付
平成19年12月中旬	入札書プレゼンテーション
平成20年 1月上旬	落札者の決定及び公表
平成20年 1月中旬	落札者との基本協定締結
平成20年 1月下旬	落札者との事業契約に関する交渉
平成20年 2月上旬	事業契約の仮契約締結
平成20年 3月下旬	事業契約締結に関する議会の議決 事業契約締結及び公表

2 事業者の応募手続き

(1) 実施方針等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針等に関する説明会を開催し、本事業の内容並びに事業者の募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について市の考え方を説明し、建設予定地の案内を行う。

説明会場では、資料を配布しないので、実施方針等を持参すること。説明会の日時、開催場所及び参加申し込み方法は、次に掲げるとおりである。

なお、説明会の会場から建設予定地への移動は参加希望者が各自対応すること。

ア 日時及び場所

(ア) 実施方針等説明会

日 時 平成19年1月16日(火) 13時～14時
場 所 大垣市情報工房 セミナー室(5階)

(イ) 現地見学会

日 時 平成19年1月16日(火) 15時～16時
場 所 大垣市外野3丁目13番地1、13番地3、20番地1
集合場所 実施方針等説明会にて示す。(1社1台とすること)

イ 参加申し込み方法

説明会への参加を希望する者は、様式1の実施方針説明会参加申込書に必要な事項を記載して、添付ファイルにて電子メールにより平成19年1月15日(月)正午までに送信すること。

なお、説明会への参加については、1社2名までとする。

- ・説明会参加申込書提出先：大垣市教育委員会庶務課庶務係 小塩
- ・電子メールアドレス：toshinari_ojio@city.ogaki.lg.jp

(2) 各小中学校配膳室見学会

本事業における配送業務の参考に資するため、各小中学校配膳室の案内を行う。

見学会の日時、場所及び参加申し込み方法は、次に掲げるとおりである。

なお、各小中学校への移動は市のマイクロバスにて移動する予定である。

ア 日時及び場所

各小中学校配膳室見学会

日 時 平成19年1月17日(水) 9時～17時(予定)

集合場所 大垣市丸の内2丁目55番地 大垣市役所北庁舎前

集合時間 9時

場 所 ①興文小 ⇒ ②興文中 ⇒ ③北小 ⇒ ④北中 ⇒ ⑤中川小
⑥星和中 ⇒ ⑦小野小 ⇒ ⑧東中 ⇒ ⑨東小 ⇒ ⑩安井小
⑪安井幼

日 時 平成19年1月18日(木) 9時～17時(予定)

集合場所 大垣市丸の内2丁目55番地 大垣市役所北庁舎前

集合時間 9時

場 所 ①南小 ⇒ ②南中 ⇒ ③川並小 ⇒ ④川並幼 ⇒ ⑤江並中
⑥江東小 ⇒ ⑦日新小 ⇒ ⑧西中 ⇒ ⑨西小 ⇒ ⑩静里小
⑪綾里小

※庶務課担当者が同行し案内する。

詳細は1月16日(火)に開催する実施方針等説明会にて説明する。

イ 参加申し込み方法

配膳室見学会への参加を希望する者は、様式4の「各小中学校配膳室見学会参加申込書」に必要な事項を記載して、添付ファイルにて電子メールにより平成19年1月15日(月)正午までに送信すること。

なお、見学会への参加については、配送担当企業1社1名、調理設備企業1社2名までとする。

- ・見学会参加申込書提出先：大垣市教育委員会庶務課庶務係 小塩
- ・電子メールアドレス：toshinari_ojio@city.ogaki.lg.jp
- ・電 話：0584-81-4111 (内線763)

(2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受付ける。実施方針等に関して質問及び意見がある者は、所定の各様式に必要な事項を記載して、添付ファイルにて電子メールにより送信すること。

口頭又は郵送、電話若しくはFAXによる質問については受付けない。

なお、当該電子メールの着信を電話にて確認すること。

- ・受付期間 平成19年1月9日(火)～1月19日(金) 17時まで
- ・受付場所 大垣市教育委員会庶務課庶務係 小塩
- ・電 話 0584-81-4111 (内線763)
- ・電子メールアドレス：toshinari_ojio@city.ogaki.lg.jp

(3) 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答は、平成19年2月上旬に大

垣市ホームページにおいて公表する。

また、質問者から提出のあった質問及び意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 実施方針の変更

実施方針の公表後における質問者等の質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、実施方針の変更を行った場合には、大垣市ホームページにおいて速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

(5) 特定事業の選定及び公表

実施方針に基づき、本事業をPFI事業として実施することが適切であると市が認める場合には、本事業を特定事業として選定し、評価の内容とあわせ、平成19年7月上旬に公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。これらの公表は、公告の手続きをもって行う。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、入札書の提出時から事業契約の締結時まで、次に掲げる(1)から(6)の全ての要件を満たす者とする。

(1) 応募者は、本施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という）、工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という）、建設を行う企業（以下「建設企業」という）、維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という）、並びに給食の配送及び回収を行う企業（以下「配送企業」という）により構成されることを基本とする。

(2) 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとする。また、応募者のうち全部又は一部の企業等（以下「構成員」という）は、落札後、速やかに本事業の遂行のみを目的とした会社（以下「SPC」という）を会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社として大垣市内に設立する。

(3) 応募者のうち、構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請負うことを予定する者を協力企業という。

(4) 応募者は当該応募者の構成員の中から代表者を定め、入札書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

また、応募者の代表者は、SPCが発行する議決権を有する株式を最も多く保有する株主でなければならない。

(5) SPCが発行する全ての株式は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、構成員のみにより事業契約終了時まで保有されなければならない。また、構成員は、SPCが発行する全ての株式につき、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(6) 応募者の構成員及び協力企業は、入札書の提出時には、設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業、配送企業について明示し、一応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

また、参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力企業の変更は認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議する。

4 応募者の制限

次に掲げるいずれかに該当するものは、応募者の構成員及び協力企業にはなることはできないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定された者。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者。

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者。

旧商法（明治32年法律第48号）第381条に基づき会社の整理の開始の申立をなし又は会社の整理の開始が命ぜられている者。

旧破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条に基づき破産の申立をなし又は申立がなされている者。

破産法（平成16年法律第75号）第18条に基づき破産手続開始の申立をなし又は申立がなされている者。

(3) 入札書受付締切日から事業契約締結日までのいずれかの日において、市から指名停止措置を受けた者。

(4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者。

(5) 市が本事業についてアドバイザリー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、市が本事業についてアドバイザリー業務を委託している者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社三菱地所設計
- ・長島・大野・常松法律事務所
- ・株式会社日本プロジェクトファイナンス

なお、本実施方針において、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、次に定める基準に該当する者をいう。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下、同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第145号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a. 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合
- b. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し、a.については、会社の一方が更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第145号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本金面若しくは人事面において関連がある者。

5 応募者及び協力企業の業務遂行能力に関する資格要件

応募者の構成員及び協力企業のうち、設計、工事監理、建設、維持管理並びに配送及び回収の各業務にあたる者は、それぞれ次に掲げる(1)から(5)までの要件を満たす者とする。

なお、(1)から(5)までの要件のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。ただし、工事監理と建設については兼務することはできない。

(1) 設計企業

設計を複数の設計企業で実施する場合は、(ア)、(イ)及び(ウ)の要件についてはいずれも該当すること。

- (ア) 市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。(平成19年度の入札参加資格審査申請(指名願い)は、市契約課にて受付している)
- (イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

(2) 工事監理企業

工事監理を複数の工事監理企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件についてはいずれも該当し、(ウ)の要件は必ず1社は該当すること。

- (ア) 市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。(平成19年度の入札審査申請参加資格(指名願い)は、市契約課にて受付している)
- (イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 平成13年4月以降に延床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有すること。

(3) 建設企業

建設を複数の建設企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) の要件についてはいずれも該当し (ウ) の要件については建設業務の代表となる企業が該当すること。

(ア) 市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。(平成19年度の入札参加資格審査申請(指名願い)は、市契約課にて受付している)

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づき、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 市の建築工事等入札参加者の資格において、総合評定値P点1,000点以上であること。

(4) 維持管理企業

市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。(平成19年度の入札参加資格審査申請(指名願い)は、市契約課にて受付している)

(5) 配送企業

(ア) 市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。(平成19年度の入札参加資格審査申請(指名願い)は、市契約課にて受付している)

(イ) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を国土交通大臣から受けていること。

6 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

市は、学識経験者等で構成する「大垣市南部学校給食センターPFI事業審査委員会」（以下「審査委員会」という）を設置する。

また、応募者の構成員及び協力企業が、落札者の決定前までに、審査委員会の委員に対し事業者選定に関して自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 審査に関する基本的な考え方

審査委員会は、応募者が提出する入札書を対象に審査を行う。市は、審査委員会の評価を踏まえ、最もすぐれた提案を行ったものを落札者として決定する。事業者選定基準は、入札説明書等において示す。

(3) 審査委員会の構成

審査委員会は、以下の6名の委員で構成する。

	氏名	所属及び役職名
委員長	森本博昭	岐阜大学工学部社会基盤工学科教授
委員	鶴田佳子	岐阜工業高等専門学校建築学科助教授
委員	土屋ひろ子	岐阜女子大学家政学部健康栄養学科講師
委員	安間匡明	国際協力銀行開発金融研究所副所長
委員	高野紀子	大垣市PTA連合会中学校母親代表
委員	伊藤義彦	大垣市助役

(4) 審査手順

審査はあらかじめ定めた事業者選定基準に従って実施し、資格審査、入札書審査の2段階方式で行う。審査においては、市の財政負担の総額、技術的要件の適合性、本施設の維持管理に関する提案、学校給食の配送及び回送に関する提案、並びに本事業の実施の確実性等について、審査委員会が総合的に評価する。なお、各審査の主な手順は、次に掲げるとおりとする。

ア 資格審査

提出された資格審査書類を基に、入札説明書等で示した参加資格要件についての確認審査を行う。

イ 入札書審査

資格審査を通過した者の提出した入札書における提案内容に対して総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行ったものを落札者とする。

審査にあたってはプレゼンテーションを実施し、入札書の内容について説明を受ける機会を設ける。なお、審査事項は、次に掲げるとおりであり、審査基準等の詳細については、入札説明書等において示す。

- ・本施設の設計及び建設に関する事項
- ・本施設の維持管理に関する事項
- ・学校給食の配送及び回収に関する事項
- ・本事業の実施計画に関する事項
- ・資金調達及び事業収支に関する事項
- ・提案価格に関する事項

(5) 落札者の決定・公表及び事業契約締結

提出された入札書について総合評価を実施し、審査委員会の審査結果を経て、平成20年1月上旬に落札者を決定する。落札者は平成20年1月下旬を目処にSPCを設立し、その後、市はSPCの間で事業契約の仮契約を締結する。

市は、事業契約に関する議会の議決を経た後、平成20年3月下旬にSPCと事業契約を締結する。

(6) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び選定において、最終的に応募者がいない、又はいずれの応募者の提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

7 入札書類の取扱い

(1) 著作権等

応募者の入札書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が当該応募者の入札書類を公表、展示その他市が本事業に関して必要と認める用途に用いる限りにおいて、応募者は、市がこれを無償で利用することを許諾する。この場合、市は、上記目的に必要な範囲で、入札書類に含まれる著作物の全部又は一部を変更、切除又は改変できるものとし、応募者はその著作権者人格権を行使しない。

応募者は、入札書類が第三者の著作権を侵害するおそれがないことを保証し、万が一、入札書類の利用により市が損失又は損害を被った場合には、当該応募

者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償する。

また、市は、事業契約の締結に至らなかった応募者の入札書類及び入札書類に含まれる著作物については、本事業の事業者選定の審査結果に関する公表の目的以外には使用しない。なお、応募者から提出を受けた書類は、応募者には一切返却されない。

(2) 特許権等

応募者が、第三者の特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の知的財産権の対象となっている工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する一切の責任は、当該応募者が負う。万が一、これにより市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償する。

第3 事業者の責任の明確化等本事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任の明確化等についての基本的な考え方

応募者の提案を基に、事業契約に規定された本施設の設計、工事監理、建設、所有権取得、維持管理及び運営は、事業者の責任において履行する。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上、事業契約において定める。

2 予想されるリスクと責任分担

(1) 基本的な考え方

市と事業者は、事業契約に従い、誠意をもってそれぞれの義務を履行する。

本事業においては、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを負担する」との考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い本事業に関するサービスの提供を目指す。

(2) リスクの分類とその分担

予想されるリスクとその分担については、別添表「リスク分担表」による。

具体的な詳細事項については、実施方針に関する質問及び回答等の結果を踏まえ、入札説明書等において示す。

3 本事業の実施状況の監視・監査

(1) モニタリングの内容及び時期

市は、事業者が実施する本施設の設計、工事監理、建設、維持管理及び運営につき、定期的に及び必要に応じて随時、監視及び監査を実施することができる。

ア 基本設計及び実施設計時

市は、事業者によって行われた設計が、事業契約において定められた性能及び水準を満たしているか否かについて確認を行う。

イ 建設時

事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される工事監理者を設置し工事監理を行い、適宜、建設及び工事監理の状況について市の確認を受ける。

また、事業者は、市が要請した場合には、建設の事前説明及び事後報告、

並びに工事現場での施工状況の確認を行う。

ウ 完工及び本施設引渡し時

市は、本施設が事業契約において定められた性能及び水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、本施設が事業契約において定められた性能又は水準を満たしていない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

エ 維持管理及び運営開始後

市は、維持管理及び運営開始後において、定期的に本事業の維持管理及び運営の実施状況を確認することができる。また、事業者は、毎年度、公認会計士又は監査法人による監査を経た財務の状況について、市に報告する。

オ 事業契約終了時

市は、事業契約の終了時に、本施設が事業契約において定められた性能及び水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、本施設が事業契約において定められた性能又は水準を満たしていない場合には、市は、補修又は改善を求めることができる。

(2) モニタリングの具体的な方法及び内容

市が行う監査及び監視の具体的な方法及び内容については、入札説明書等において公表する。

(3) 市が行うモニタリングに係る費用

市が行う監査及び監視に係る費用は、原則として市が負担する。

(4) モニタリングに基づく是正勧告等

市によるモニタリングの結果、事業者が事業者の責めに帰すべき事由により事業契約上の事業者の義務に違反した場合（本施設の性能若しくは水準又は維持管理若しくは運営に係わる業務の水準が、事業契約に定められた性能又は水準を満たしていない場合を含む）又はそのおそれがある場合には、市は、事業者に対し是正勧告を行い、一定期間内に是正策の具体案を作成させ実施を求めることができる。

また、この場合、市は、事業契約で定められた条件に従って事業者に対して支払うべき対価につき減額等を行うことができる。対価の減額等の詳細については、入札説明書等において提示する。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置等に関する事項

1 事業予定地の立地条件

①事業予定地	大垣市外野3丁目13番地1、13番地3、20番地1
②所有者	大垣市（普通財産） *事業予定地は、現在大垣市土地開発公社が保有しているが、平成20年9月に大垣市が取得する予定
③敷地面積	7,644.26㎡
④用途地域	市街化調整区域内 建ぺい率：60% 容積率：200%
⑤インフラ整備状況	インフラ整備状況と処理方法の概要は以下のとおり ・上水道 敷地西、南側にて接続可能 ・下水道 消防署北側のマンホールにて接続可能 ・汚水排水 敷地内処理を行い下水道本管へ放流 ・雨水排水 水路へ放流 ・ガス 都市ガス（大垣ガス株）敷地東側接続可能

2 事業予定地の取得などに関する事項

市は事業予定地を、建設期間中事業者は無償で使用させる。

3 本施設の要件

(1) 基本的な考え方

本施設については衛生的かつ機能的なものとし、ドライシステムを基本とした汚染区域、非汚染区域が明確となる配置としHACCPの概念を取り入れた確実な衛生管理に対応した施設及び設備とする。

(2) 施設内容

本施設に必要な諸室は、次に掲げるとおりとする。なお、市として本施設に要求する機能水準については、入札説明書等で示す。

区分	必要な諸室
給食エリア	食品庫、各冷蔵庫、冷凍庫、仕分け室、各下処理室、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、コンテナ室、器具洗浄室、洗浄室、食油庫、洗剤・備品庫、前室、検収室など
事務エリア	事務室、会議室、更衣室（男・女）、職員用便所、調理員便所、見学用通路、機械室、電気室、ボイラー室、倉庫など
その他	玄関ホール、プラットホームなど

付帯施設	駐車場、除害施設など
------	------------

(3) 施設規模

1日あたり12,000食（最大供給食数13,000食）が無理なく供給できる施設とする。

(4) 提供先学校数

本事業の対象となる配送先と食数の一覧表については業務要求水準書（案）添付資料8及び添付資料9のとおりである。

(5) 配送に関する参考資料

業務要求水準書（案）参考資料7を参照のこと。

(6) 年間稼働日数

南部学校給食センターの過去の稼働実績は、次に掲げるとおりである。

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度 (予定)
200日	193日	194日	201日

第5 事業契約（事業計画を含む）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約（事業計画を含む）の解釈について疑義が生じた場合には、市及び事業者は、誠意をもって協議する。

事業契約に関する紛争（事業契約の解釈に関する紛争を含む）については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業契約に基づく本事業の継続が困難となった場合には、次に掲げる措置を講ずる。詳細は、事業契約で規定する。

1 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合

(1) 是正勧告及び対価の減額

事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が事業契約上の事業者の義務に違反した場合（本施設の性能若しくは水準又は維持管理若しくは運営に係わる業務の水準が事業契約に定められた性能又は水準を満たしていない場合を含む）又はそのおそれがある場合には、市は、事業者に対し是正勧告を行い、一定期間内に是正策の具体案を作成させ実施を求めることができる。

また、この場合、市は、事業契約で定められた条件に従って事業者に対して支払うべき対価につき減額等を行うことができる。

(2) 事業契約の解除

次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、市は、事業者に対し書面による通知の上、事業契約を解除することができる。

ア 上記（1）で規定された場合に一定期間内に事業者の義務違反が是正されないこと。

イ 事業者に関し、支払の停止があったこと、又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立があったこと若しくはこれらの手続が開始されたこと。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により事業契約上の事業者の債務が履行不能となったこと。

エ その他事業者側の事由により本事業の継続が困難となったこと。

オ その他事業契約で規定される事由が発生したこと。

(3) 違約金及び損害賠償金の支払

上記（2）の規定により市が事業契約を解除した場合には、事業者は、事業契約に定める違約金及び損害賠償金を市に支払う。

2 市の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により、市が事業契約上の市の重大な義務に違反し一定期間内に当該違反が是正されない場合又は事業契約上の市の債務が履行不能となった場合には、事業者は、市に対し書面による通知の上、事業契約を解除することができる。この場合、市は、事業契約に定める損害賠償金を事業者に支払う。

3 市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合には、事業契約の規定に従い、市及び事業者は事業継続の可否について協議の上、当該協議で合意された適切な措置をとる。当該協議が事業契約で規定された期間内に整わない場合には、市は、事業契約を解除することができる。

この場合、市は、原則として当該解除により事業者が発生した損失を補償する。

4 市と金融機関との間の直接協定の締結

市は、本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関との間で直接協定を締結する。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次に掲げるとおりである。

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 国庫補助金

市は、本事業において教育施設建設に係る国庫補助金の支給を受けることを前提としているため、事業者は国庫補助金申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、国庫補助金以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業に関する債務負担行為の設定に関する議案を平成19年第2回定例会（6月議会）に、及び事業契約の締結に関する議案を平成20年第1回定例会（3月議会）に、それぞれ提出する予定である。

2 使用言語及び単位、時刻

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3 提案に伴う費用負担

本事業の募集に参加するために応募者に発生した費用は、全て当該応募者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

〒503-0888 岐阜県大垣市丸の内2丁目55番地 大垣市役所北庁舎
大垣市教育委員会庶務課 係長：守屋 係：小塩
電 話 0584-81-4111（内線763）
FAX 0584-82-6385
ホームページ：<http://www.city.ogaki.lg.jp>
（大垣市 ⇒ 各課・施設のページ ⇒ 庶務課 庶務課のページをご覧ください。）
電子メールアドレス：toshinari_ojio@city.ogaki.lg.jp

以上

別添表 大垣市南部給食センター整備事業

リスク分担表 (※1)

段階	リスクの種類	概要	市	事業者
共通	政治・行政関連	事業契約締結後の市の政策変更を理由とする事業契約の変更又は解除により事業者が生じた増加費用・損害の負担	●	
	許認可取得遅延・不取得	事業者の帰責事由による許認可取得遅延又は不取得により市及び事業者が生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担		●
		市の帰責事由による許認可取得遅延又は不取得より事業者が生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担	●	
	税制度	税制度（消費税を含む。）の変更により事業者が生じた増加費用（完工予定日の延長により生じる増加費用を含む。）の負担	●※2	
	法令変更	法令変更（税制度除く。）により事業者が生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担	●※3	
	第三者賠償	事業者の故意又は過失（工事期間中の事故・維持管理の不備による事故等）により第三者が損害を被ったことにより市及び事業者が生じた増加費用・損害（当該第三者への賠償、完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担		●
		市の故意又は過失により第三者が損害を被ったことにより事業者が生じた増加費用・損害（当該第三者への賠償、完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担	●	
	住民対応	本事業に対する反対運動等（市の提示条件に起因する反対運動等）により事業者が生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担	●	
		事業者の提案内容及び事業者の帰責事由による事業者の住民対応義務違反により市及び事業者が生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担		●
	環境問題等	事業者の帰責事由による環境対策義務違反（本施設の建設に伴う有害物質の排出及び漏洩等を含む。）により市及び事業者が生じた増加費用・損害（第三者への賠償、完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担		●
事業者の提案内容に起因して市及び事業者が生じた増加費用・損害（第三者への賠償、完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担			●	
事業者の提案内容及び事業者の帰責事由による環境対策義務違反以外の事由（本事業の実施に伴い通常避けることができず、かつ予測不可能な騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害及び交通渋滞等を含む。）により事業者が生じた増加費用・損害（第三者への賠償、完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担及び完工予定日の延長等		●		

段階	リスクの種類	概要	市	事業者
	下請使用	事業者が締結する契約の相手方当事者（市を除く。）の故意又は過失により市及び事業者に生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担		●
共通	不可抗力	不可抗力（暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、騒乱、暴動その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）により事業者に生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担	●※4	
	資金調達	金融機関からの資金調達の可否及び不足等		●
設計・建設段階	測量及び調査	市が実施した測量及び調査の過誤等により事業者に生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担	●	
		事業者が実施した測量及び調査の過誤等により市及び事業者に生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担		●
	設計及び仕様変更	事業者の帰責事由による設計及び仕様変更により市及び事業者に生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担		●
		市の帰責事由による設計及び仕様変更により事業者に生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担	●	
	用地の性状リスク	土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財が存在するために事業者に生じた増加費用（完工予定日の延長により生じる増加費用を含む。）の負担	●	
	用地確保	建設予定地の確保ができず、これにより事業者が建設を行うことができないことにより事業者に生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担	●	
		事業者の帰責事由により建設に要する仮設・資材置き場等の確保ができず、これにより事業者が建設を行うことができないことにより市及び事業者に生じた増加費用・損害（完工予定日の延長により生じる増加費用及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担		●
物価変動	設計及び建設期間中におけるインフレ・デフレ		●	

段階	リスクの種類	概要	市	事業者
維持管理・運営段階	本施設の瑕疵	本施設の瑕疵により市及び事業者が生じた増加費用・損害（事業契約解除の際の損害を含む。）の負担及び要求水準の未達		●
	要求水準の未達	事業者の帰責事由による事業者の要求水準の未達		●
		市の帰責事由による事業者の要求水準の未達	●	
	需要変動リスク	市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担	●	
		児童生徒数の減少等による給食数又は学校数の減少等による運営業務自体の収益の減少	●	
	配送の遅延	事業者の帰責事由による配送及び回収業務における異物混入により児童生徒等の第三者が損害を被ったことにより市及び事業者が生じた増加費用・損害（当該第三者への賠償及び事業契約解除の際の損害を含む。）の負担、並びに事業者の要求水準の未達※5		●
		事業者の帰責事由による配送の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害（事業契約解除の際の損害を含む。）の負担、並びに事業者の要求水準の未達		●
		市の帰責事由（食材納入の遅延及び調理の遅延を含む。）による配送の遅延により事業者が生じた増加費用・損害（事業契約解除の際の損害を含む。）の負担	●	
	物価変動	維持管理及び運営期間中におけるインフレ・デフレ	▲	▲※6

(凡例) ●：リスクの全部又は大部分を負担する。

▲：リスクの条件に応じて、市と事業者のいずれか又は双方がリスクを負担する。

※1 本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。

※2 消費税の変更の場合を除き、増加費用の一定割合については、事業者の負担とする。

※3 増加費用・損害の一定割合については、事業者の負担とする。

※4 増加費用・損害の一定割合については、事業者の負担とする。

※5 各学校への配送後学校配膳室と各教室との間の移動については、本事業の範囲外であり、この間における異物混入に関しては市が責任を負う。

※6 維持管理・運営段階におけるインフレ・デフレは市の負担とする。但し、変動率1パーセント以内は事業者の負担とする。詳細は事業契約書（案）で明示する。